

富山県保育連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、富山県保育連絡協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、富山市安住町5番21号 富山県社会福祉協議会に置く。

(目 的)

第3条 本会は、保育事業等の発展向上を期するため、社会福祉関係機関・団体との連絡調整を行なうとともに、事業に関する調査・研究・協議を行ない、その実践をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 社会福祉関係機関・団体との連絡調整
2. 保育事業に関する調査研究ならびに広報活動
3. その他、本会の目的達成のため必要な事業

(組 織)

第5条 本会は、富山県内の下記の施設等をもって組織する。

- (1) 認可保育所
- (2) へき地保育所
- (3) 認定こども園（幼保連携型、保育所型）
- (4) 小規模保育事業（事業所内保育事業を含む）

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
理事	若干名
監事	2名

(役員を選出)

第7条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

1. 会長、副会長は理事の互選とする。
2. 理事は、次のように選出する。
富山市から4名、高岡市、射水市から各2名、その他の市郡からは1名。
県民間保育連盟 1名
県保育士会 1名
学識経験者 2名以内
ただし、学識経験者は、会長が委嘱する。
3. 監事は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。
3. 監事は、本会の業務の執行状況ならびに会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。

2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後、後任者が就任するまで、その職務を行なうものとする。

(理事会)

第10条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2. 理事会は、必要に応じて随時開催する。
3. 理事会は、理事の過半数の出席者をもって成立し、採決は多数決とする。
ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 理事会においては、事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、会則の変更および本会運営上必要な事項を審議決定する。

(委員会)

第11条 本会の事業を推進するための委員会を設置することができる。

2. 委員会は、必要に応じて理事の承認を得て設置する。
3. 委員会の委員は、理事・監事をもって構成する。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長のほか職員を置くことができる。
3. 職員は、理事会にはかり会長が任免する。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費、負担金、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

2. 会費は1施設5,000円とする。
3. 会費は年度単位の納入とし、年度途中からの加入の場合も全額を納入するものとする。
4. 負担金については、別に定める。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(施行細則)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この会則は、昭和54年11月26日から施行する。
1. この会則は、平成2年4月1日から施行する。
1. この会則は、平成5年2月5日から施行する。
1. この会則は、平成12年4月28日から施行する。
1. この会則は、平成13年5月17日から施行する。
1. この会則は、平成18年3月17日から施行する。
1. この会則は、平成22年4月27日から施行する。
1. この会則は、平成24年5月2日から施行する。
1. この会則は、平成27年4月1日から施行する。
1. この会則は、平成28年3月28日から施行する。
1. この会則は、平成30年3月7日から施行する。